

# 共有物の分割

弁護士 竹田卓弘

## 1 共有物分割の自由（民法第256条1項本文）

分割自由は大原則

権利の濫用として共有物分割が認められなかったケースあり。

### ※ 森林法違憲判決（最高裁昭和62年4月22日判決）

不分割の合意可能

但し、5年間のみ（更新可能）

分割禁止の合意は、登記なくして特定承継人に対抗できない

（不動産登記法59条6号）

## 2 共有物分割の方法

### ① 共有者の協議で決める

### ② 共有物分割請求訴訟

#### (1) 原則は現物分割

共有物の性質・形状・位置・分割後の管理・利用の便などが考慮される。

#### (2) 代価分割

競売の売却金額を分割

#### (3) 代償分割

持分以上に現物を得た共有者が他の共有者に価格で賠償する

・ 現物分割の比較的柔軟な対応 最高裁昭和62年4月22日判決

・ 全面的価格賠償 最高裁平成8年10月31日判決

最高裁平成10年2月27日判決

**特別の事情**があるときにこれを認める。

特別の事情・・・ 「当該共有物の性質及び形状、共有関係の発生原因、

共有者の数および持ち分の割合、共有物の利用状況及び分割された場合の経済的価値、分割方法についての共有者の希望及びその合理性の有無などの事情を総合的に考慮し、当該共有物を共有者のうち特定の者に取得させるのが相当であると認められ、かつ、その価格が適正に評価され、当該共有物を取得する者に支払い能力があつて、他の共有者にはその持分の価格を取得させることとしても共有者間の実質的公平を害しないと認められる」